

【株】TradeSafe 広告メールに関するベストプラクティスと審査方針

	オプトインであること	オプトアウトが容易であること	同意記録の保存	データの安全
法律事項	<ul style="list-style-type: none"> ・広告メールは、事前に送付への申込み（同意）を必要とする（改正法 12 条の三） ・広告事業者などに委託する場合も、同様（改正法 12 条の四） 	<ul style="list-style-type: none"> ・受信者から広告メールを受けない旨の意思表示を受けた場合は、送付しない（改正後第 12 条の三の第 2 項）（改正前第 12 条の三） ・広告メールに、希望しない旨の意思表示の方法を表示すること（改正後第 12 条の三の第 4 項）（改正前第 11 条の 2） 	<ul style="list-style-type: none"> ・相手方の承諾・請求を得たことの記録を作成し、保存すること（改正後第 12 条の三の第 3 項） 	<ul style="list-style-type: none"> ・広告メール規制に關しての法的規定はなし ・個人データの安全管理（個人情報取扱事業者の場合）（個人情報の保護に關する法律第 20 条）
ベストプラクティス	<p>◆申込み画面の表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自社サイト上の申込み画面に、広告メールが送られること、送付アドレスを顧客に入力させること ・同意取得を自社サイト以外で外部委託する場合は、委託されている広告事業者名も表示 <p>◆申込み方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダブルオプトイン（申込みアドレスにメール送付し、確認後に申込み完了）が望ましい ・商品購入プロセスの途中などで申込みする場合は、デフォルト・オフが望ましい ・デフォルト・オンの場合は、申込み箇所が、送信ボタンより前に目立つよう表記されていること ・リアル店舗や見本市などでの名刺やアンケートなどによる申込みも可能 <p>◆対象となる広告メールの範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に發送するいわゆるメルマガが、法による対象範囲と予想 ・取引連絡などの商取引に關わるメール、購入商品の安全や欠陥に關わる情報などは、対象外 ・季節的な広告、休業や新規開店の通知、商品情報などのメールも、対象とすることが望ましい <p>◆法改正以前や事業再編等で取得したアドレスの取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取得時に同意を得ていないもの、同意記録の無いものは、再取得が望ましい ・取得時は同意があり事業再編等があった場合、再取得までは不要再編後のメールに送付者についての説明などを記載することが望ましい 	<p>◆広告メールへの表示内容（一部は省令で規定予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広告メール作成者の名称（氏名）、住所、電話番号、連絡先アドレス ・配信停止の方法、連絡先となる電子メールアドレス、URL、電話番号 ・外部委託している場合は、広告の主体者（ショップ）、作成者である委託者の名称、住所、電話番号、連絡先アドレス ・広告メールの主体者自らのサイト以外で同意取得をした場合は、少なくとも最初のメールには、同意を取得したサイトの名称などを表示が望ましい <p>◆配信停止申し出の方法、対応時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配信停止の申し出に速やかに対応すること。10 日以内程度が望ましい ・漏れなく速やかに対応するためのフローを定めていることが望ましい ・ネット上に配信停止申込み用のページがあることが望ましい ・メール、電話、FAX などでの停止申込みのみでも可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、省令で規定される範囲、方法で、記録を作成し保存する ・外部事業者に同意を委託している場合は、委託事業者が法令の範囲で同意記録を保管していることを確認していること <p>※法規制の範囲を守ることで充分と考える同意記録を保存し同意を証明するよりも、配信停止を容易にし、速やかに対応の方が、GoodPractice と考える</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ネット上からの申込み情報は、SSL によるデータの暗号化機能で安全に送信していることが望ましい ・広告メール送付用に収集したメールアドレスが、他の個人情報と合わせて個人が特定できる場合は、個人情報保護法に従って、厳正に管理すること ・外部委託で収集したアドレスは、受領したアドレス等の情報を管理する事務フローが適正に規定されていること
TS 審査方針	<p>◆確認方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査フォーム質問 「広告メールを送付する場合は、事前に同意を得ていますか？」自己申告を確認 ・ショップサイトにメルマガ申込み画面がある場合は、その表記を確認する。 ・買物カゴの途中に申込みがある場合は、その表記を確認する。 ・自社サイト以外での申込みについては、利用の有無や URL を質問し、確認する予定 <p>◆指導、承認基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同意を得ていない場合は、可能な限り早期に、同意を得るよう改善を指導する ・デフォルトインの場合は、必要なことが目立つように表記されていることを確認する。 ・デフォルトオフが望ましいことを伝える。 	<p>◆確認方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査フォームでの質問 「送付の広告メールに受信の停止方法を表示していますか？」で、自己申告を確認 ・サイト上に解除用ページがあれば、その表記を確認する ・メールの表記内容などは、早急に、審査フォーム等に追加し、確認する予定 <p>◆指導、承認基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広告メール上に停止方法や名称などの表記がなければ、改善を指導する ・解除用ページが無い場合は、設置が望ましいことを伝える 	<p>◆確認方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、審査フォームへ質問「広告メールへの同意記録を保存していますか？」を追加し、確認する予定 <p>◆指導、承認基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同意記録を保存していない場合は、保存するよう改善を指導する 	<p>◆確認方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込み画面の SSL 暗号化通信の確認 ・サイトの「個人情報保護方針」の記載の確認 <p>◆指導、承認基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込み画面が暗号化されていない場合は、SSL 対応が望ましいことを伝える